

不祥事根絶のための校内ルール

茨城県立高萩高等学校長

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、教育活動に取り組んでいます。しかしながら、全国的に見ると一部の教職員による不祥事が発生し、教育への信頼が損なわれている現状があることから、改めて私たち教職員は以下の点について共通理解を持ち、教育活動に専心してまいります。

1 生徒指導について

- ・教育公務員であることを自覚し、暴言、体罰、盗撮やわいせつ行為等はしない。
- ・複数人で対応することを基本とし、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。
- ・スクールカウンセラー等と連携し、生徒が安心して相談しやすい環境整備に努める。
- ・管理職や各主任を中心に生徒情報を共有し、組織で対応する体制を構築する。

2 個人情報の保護・情報セキュリティについて

- ・共有データの管理や個人情報の取扱いに関する校内規定等の共通理解を図り、個人情報は原則として、校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、情報資産持出記録台帳により管理職の許可を得る。
- ・複数名へのメール送信には Bccを用いる。また、送信前にメールアドレス、添付ファイル等を複数で確認する。
- ・答案用紙の授受等は校内規定等に則って慎重に取り扱い、誤廃棄等の未然防止に努める。
- ・個人情報に係る書類の保管と取扱いに留意し、日頃から整理整頓に努める。

3 交通安全について

- ・交通法規を遵守し、安全運転を励行する。緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒運転は、絶対にしない、させない。
- ・事故を起こしてしまった場合には、適切な処置と誠意ある行動をとり、速やかに管理職に報告する。

4 会計処理・施設管理について

- ・学校徴収金については、定期検査（年3回）と全体検査（年1回）を適正かつ迅速に実施する。
- ・現金の取扱いを減らす取組を推進する。
- ・校内の物品を整理し、学校施設の日常点検や安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に努める。

5 校内研修について

- ・「ONE IBARAKI」、「不祥事防止のためのチェックリスト」、等を活用し、自分事として考える研修を定期的に実施する。
- ・各種ハラスメント行為について理解を深め、風通しのよい職場環境を構築する。